

オムニチャネル LINK for LINE カスタマーコネクト 利用規約（サブスクリプション契約）

本サブスクリプション契約（以下「本契約」といいます）は、契約者によるオムニチャネル LINK for LINE カスタマーコネクト（以下「本サービス」といいます）に適用され、契約者が株式会社テラスカイ（以下「当社」といいます）から本サービスの購入した場合及び継続的な利用の場合に適用されることとします。また、当社の代理店が契約者に本サービスを提供する場合は、本契約は契約者と当社の代理店との間の本サービスの提供に関する全ての関係にも適用されます。

第1条（サブスクリプション）

1. 当社及び代理店は、本サービスを、本契約及び該当する注文書に従って、利用期間中、契約者に提供するものとします。本サービスは、サブスクリプションとして購入されます。

第2条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、例えば、Salesforceの定期メンテナンスの実施や本サービスを經由してSalesforceに対して行うAPI呼び出しの上限到達に伴うアクセス制限、その他、本サービスの基盤となるSalesforce利用上の制限を受ける場合があります。契約者はかかる制限につき異議を述べないものとします。

第3条（本サービスの料金）

1. 契約期間は初期6か月、以降3か月単位の自動更新となります。契約期間満了の45日前までに書面にて、継続停止手続きを行わない限り、3か月間自動的に延長されます。月途中からの契約開始（利用開始）の場合でも、利用料金は1か月分全額をお支払いいただきます。注文書および利用申込書記載の内容は、顧客情報管理のため、サービス提供に必要な企業にも共有されることに同意頂きます。

2. 当社及び代理店は、契約期間総額を一括で契約開始月および更新月に請求を行います。契約者は翌月末までに支払いいただくものとします。契約者は、本サービスに、完全かつ正確な請求情報及び連絡先情報を保持する責任を負います。

3. 当社及び代理店が何れかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、当社及び代理店の判断で、以下の措置を取ることができます。

契約者は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うこと。

4. 契約者の本契約又は当社及び代理店のサービスについての別途の契約に基づく当社及び代理店に対する金銭債務の履行が、30日以上遅滞している場合には、当社及び代理店は、当社及び代理店のその他の権利及び救済を制限することなく、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎え

るものとし、また、当社及び代理店は、当該債務が全額支払われるまで、サービスを停止することができます。

5. 当社及び代理店は、該当する請求金額について合理的かつ誠意をもった論争中であり、契約者が当該論争を解決するために誠実に協力している場合には、第3条3項又は第3条4項に基づく権利を行使しないものとし、

6. 別段の定めがない限り、当社及び代理店の料金には、いかなる租税公課、関税又はそれらに類似する、いかなる種類の政府の賦課金（消費税、付加価値税、売上税、利用税又は源泉徴収税を含みますが、それらに限定されません）（以下、総称して「税金等」といいます）も含まれていません。契約者は、契約者の本契約に基づく購入に関連する全ての税金等を支払う義務を負います。もし、当社及び代理店が、契約者が本項に基づき責任を負う税金等を納税又は徴収する法的義務を負っている場合、該当する金額は契約者に請求され、契約者は当該金額を支払うものとし、但し、契約者が、該当する課税当局が承認する有効な免税証明書を提供する場合には、この限りではありません、明確化のため、当社及び代理店は、当社及び代理店の収益、資産及び従業員に基づき当社及び代理店に課される税金についてのみ、責任を負いません。

第4条（契約期間及び解約）

1. 本契約は、契約者のサブスクリプションが有効な限り適用されます。
2. 第3条（本サービスの料金及び支払い）、第5条（一般条項）は、本契約の解約又は満了後も存続するものとし、

第5条（一般条項）

1. 本契約の何れかの規定が管轄権を有する裁判所により法令に反するものと判断された場合には、その規定は、裁判所によって修正され、法令により許される最大限まで、元の規定の目的を最もよく達成できるよう解釈されるものとし、本契約のその他の規定は有効に存続するものとし、
2. 契約者が第3条2項に違反した場合、契約者が支払うべき料金、及び負債を回収するために当社及び代理店が負担した、全ての合理的な弁護士費用及びその他の費用を、当社の要求に応じて契約者が支払うものとし、
3. 本契約（全ての本契約の別紙、添付書類及び注文書を含みます）は、両当事者間の完全な合意を構成し、書面か口頭かに拘わらず、本契約の目的事項に関する全ての従前又は同時期の合意、提案又は表明に優先します。

変更履歴

2018年4月2日 初版

2018年4月26日 更新